

Nexus Global Card 新旧対比表

* 赤字部分が変更箇所、青字部分はコメント

現 行	改 定 後
一 般 条 項 第1条（会員資格）	一 般 条 項 第1条（会員資格）
第1条（会員資格）	第1条（会員資格）
1 会員とは、本規約承認の上、Nexus Card 株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するクレジットカードへの入会の申込み、当社が入会を承認した方をいいます。	1 本 会員とは、本規約承認の上、Nexus Card 株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するクレジットカード（以下「カード」といいます。）への入会の申込み、当社が入会を承認した方をいいます。 また、当社が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。
2 会員は本規約に基づく一切の債務について責任を負うものとします。	2 本 会員は本規約に基づく一切の債務について責任を負うものとします。
第2条（カードの貸与・管理・有効期限）	第2条（カードの貸与・管理・有効期限）
1～3 略	1～3 同左
4 カードは、カード表面上に会員名が表示され、会員に限りご利用でき、カード上に表示された名義人以外の者（以下「他人」といいます。）に貸与、預入、譲渡、質入れ、担保提供等にご利用する等、第三者への占有の移転は一切できません。又、他人にカード情報(会員番号・有効期限・セキュリティコード等、以下「カード情報」といいます。)	4 カードは、カード表面上に会員名が表示された会員に限りご利用でき、カード上に表示された名義人以外の者（以下「他人」といいます。）に貸与、預入、譲渡、質入れ、担保提供 その他第三者への占有移転等をし、または他人に利用させることは一切できません。また、他人に会員の氏名・会員番号・有効期限・セキュリティコー

の提供を行うことはできないものとします。 5 会員は上記3、4に違反し、その違反に起因してカードが不正にご利用された場合、会員はそのご利用代金についてすべてその責任を負うものとします。 6 カードの有効期限はカードに表示し、当社所定の時期に更新するものとします。 7 略 8 会員は、新しいカードの送付を受けたときは、従前のカードは、直ちに会員の責任においてカードの磁気ストライプ部分（IC カードの場合は IC チップ部分も同時に）が切断されるような形で切断し、使用不能の状態にして当社へ返却するものとします。尚、カードの有効期限内におけるカードご利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約が適用されます。 第3条(年会費) 1 会員は、当社に対し毎年当社所定の時期に当社所定の年会費を支払うものとします。又、支払済み年会費は、脱会、又は、会員資格の取消となった場合においても返却しないものとします。尚、年会費のみの支払いの場合、ご利用代金明細書（請求書）発行を省略することがあります。	ド等（以下総称して「カード情報」といいます。）の提供を行うことはできないものとします。 5 会員は前2項に違反し、その違反に起因してカードが不正にご利用された場合、会員はそのご利用代金についてすべてその責任を負うものとします。 6 カードの有効期限は当社所定の方法により定めた上でカード券面に表示し、当社所定の時期に更新するものとします。 7 同左 8 会員は、新しいカードの送付を受けたときは、当社が特に指示した場合を除き、従前のカードは、直ちに会員の責任においてカードの磁気ストライプ部分（IC カードの場合は磁気ストライプ部分及び IC チップ部分）が切断されるような形で切断し、使用不能の状態にして処分しなければなりません。尚、カードの有効期限内におけるカードご利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約が適用されます。 第3条(年会費) 1 会員は、当社に対し毎年当社所定の時期に当社所定の年会費を支払うものとします。また、支払済み年会費は、脱会、又は、会員資格の取消となった場合においても返却しないものとします。なお、年会費のみの支払いの場合、ご利用代金明細書（請求書）発行を省略することがあります。
--	--

2 年会費を支払わない場合は、会員への特典を受けられないことを会員は承諾するものとします。

3 略

第4条(暗証番号)

1 会員は入会申込時に、暗証番号を当社へ申出るものとし、当社は、会員より申出のあったカードの暗証番号を登録するものとします。但し、会員から申出がない場合又は当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社の指定した暗証番号を登録又は変更することを予め承諾するものとします。

2 会員は、暗証番号を「0000」「9999」等同じ数字の連続数字、生年月日及び電話番号等の他人から推測されやすい番号を避け、他人から推測されにくい番号を登録するものとします。又、会員は、登録した暗証番号を他人に知られないよう管理するものとします。

3 略

4 当社が会員に貸与したカードがICカードの場合、当該カードの暗証番号は、本条1項で登録された暗証番号とします。尚、当社が必要と認めた場合には、所定の方法によりICカードの暗証番号を変更し、ICカードを再発行することがあります。再発行前の旧カードは当社へ返却するものとします。

第5条 (メールアドレス)

2 **会員は**、年会費を支払わない場合**には**、会員への特典を受けられないことを承諾するものとします。

3 同左

第4条(暗証番号)

1 会員は入会申込時に、暗証番号を当社へ申出るものとし、当社は、会員より申出のあったカードの暗証番号を登録するものとします。但し、**会員は**、会員から申出がない場合又は当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社の指定した暗証番号を登録又は変更することを予め承諾するものとします。

2 会員は、暗証番号を「**1234**」等の連番、「0000」「9999」等の同じ数字、生年月日及び電話番号等の他人から推測されやすい番号を避け、他人から推測されにくい番号を登録するものとします。**また**、会員は、登録した暗証番号を他人に知られないよう管理するものとします。

3 同左

4 当社が会員に貸与したカードがICカードの場合、当該カードの暗証番号は、本条1項で登録された暗証番号とします。**なお**、当社が必要と認めた場合には、所定の方法によりICカードの暗証番号を変更し、ICカードを再発行することがあります。再発行前の旧カードは会員自らの責任において処分するものとします。

第5条 (メールアドレス)

1 略 2 当社は、会員に対して、前項のメールアドレスを使用し、必要事項を通知することがあります。尚、当社が広告宣伝に関する案内をする場合には、当社所定の方法により予め会員の承諾を得るものとします。 第6条 （付帯サービス） 1 会員は、当社又は当社が提携する第三者(以下「サービス提供会社」といいます。)が提供するサービス、特典(以下「付帯サービス」といいます。)を当社又はサービス提供会社所定の方法により利用できるものとします。会員が利用できる付帯サービスの内容、利用方法等については、当社が書面等の方法 により通知又は公表するものとします。 2 略 3 略 第9条 （カードのご利用可能枠） 1 カードのご利用可能枠は、予め当社の定める範囲内とし、当社より会員に通知するものとします。但し、当社が適当と認めた場合は、ご利用可能枠を増額又は減額できるものとします。 2 カードショッピングのご利用可能枠のうち、2回払い、分割払い、ボーナス一括払い、残高スライド定額方式(With・in)リボルビング払い(以下「リボルビング払い」といいます。)がご利用できるご利用可能枠(以下「割賦払いご利用可能枠」といいます。)を、当社は定めるものとします。又、割賦販売法の所定の要件等に対応するため、割賦	1 同左 2 当社は、会員に対して、前項のメールアドレスを使用し、必要事項を通知することがあります。なお、当社が広告宣伝に関する案内をする場合には、当社所定の方法により予め会員の承諾を得るものとします。 第6条 （付帯サービス） 1 会員は、当社又は当社が提携する第三者(以下「サービス提供会社」といいます。)が提供するサービス、特典(以下総称して「付帯サービス」といいます。)を当社又はサービス提供会社所定の方法により利用できるものとします。会員が利用できる付帯サービスの内容、利用方法等については、当社会員に通知又は公表するものとします。 2 同左 3 同左 第9条 （カードのご利用可能枠） 1 カードのご利用可能枠は、予め当社所定の方法によりの定める範囲内とし、当社より会員に通知するものとします。但し、当社が適当と認めた場合は、いつでもご利用可能枠を増額又は減額できるものとします。 2 当社は、カードショッピングのご利用可能枠のうち、2回払い、分割払い、ボーナス一括払い、残高スライド定額方式(With・in)リボルビング払い(以下「リボルビング払い」といいます。)がご利用できるご利用可能枠(以下「割賦払いご利用可能枠」といいます。)を、
--	--

払いご利用可能枠の範囲内で、実際にご利用できる金額を減額又は増額がなされることについても予め会員は承諾するものとします。尚、会員は、割賦払いご利用可能枠を超えて上記の支払方法でカードを使用してはならないものとします。割賦払いご利用可能枠を超えて上記の支払方法でカードを使用した場合、割賦払いご利用可能枠を超えた金額を一括して直ちに支払うものとします。

3 会員は、当社が認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。又、当社の承認を得ずにご利用可能枠を超えてカードを使用した場合、ご利用可能枠を超えた金額を一括して直ちに支払うものとします。

4～5 略

第10条（ご利用代金明細書（請求書）・残高承認）

1 当社は、会員に対しカード利用によるカードショッピングのご利用代金及び手数料（以下「カードショッピングの支払金」といいます。）を請求するときは、予めカードご利用代金明細書（請求書）を会員の届出住所宛に送付します。尚、当社所定の手続がとられた場合には、当社は、当該請求書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該請求書の記載事項を提供することができるものとします。但し、法令等により電磁的な方法による

当社所定の方法により定めるものとします。また、割賦販売法の所定の要件等に対応するため、割賦払いご利用可能枠の範囲内で、実際にご利用できる金額を減額又は増額がなされることに付いても予め会員は承諾するものとします。なお、会員は、割賦払いご利用可能枠を超えて上記の支払方法でカードを使用してはならないものとします。割賦払いご利用可能枠を超えて上記の支払方法でカードを使用した場合、割賦払いご利用可能枠を超えた金額は1回払いでの利用となり、会員は、当該金額を一括して直ちに支払うものとします。

3 会員は、当社が認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。また、当社の承認を得ずにご利用可能枠を超えてカードを使用した場合、ご利用可能枠を超えた金額は1回払いでの利用となり、会員は当該金額を一括して直ちに支払うものとします。

4～5 同左

第10条（ご利用代金明細書（請求書）・残高承認）

1 当社は、会員に対しカード利用によるカードショッピングのご利用代金及び手数料（以下「カードショッピングの支払金」といいます。）を請求するときは、予めカードご利用代金明細書（請求書）を会員の届出住所宛に送付します。なお、会員が当社所定の手続をとった場合には、当社は、ご利用代金明細書の送付に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法によりその記載事項を提供することができるものとします。但し、法令等により電磁的な方法に

ことが認められない場合はこの限りではありません。

- 2 会員が前項のカードご利用代金明細書を受け取った後（電子メールの送信その他の電磁的な方法により前項の請求書の記載事項を当社が提供した場合には会員がこれを受信した後）、1週間以内に異議の申立てをしなかったときは、残高その他当該カードご利用代金明細書記載の内容を承認したものとします。

第11条（お支払い）

1 カードショッピングの支払金、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下これらを総称して「支払債務」といいます。）は、会員が予め当社に届出た当社指定の金融機関の預金口座（以下「振替口座」といいます。）から口座振替の方法により支払うものとします。但し、振替口座の届出遅延、金融機関に対する振替口座設定手続不備、会員の金融機関との口座振替契約の解約その他振替口座の設定がされていない場合その他当社が特に指定した場合、当社指定の金融機関口座への振込等その他の方法によるものとします。尚、当社の指定の方法のうち、会員がコンビニエンスストアの収納代行をご利用して支払いをした場合は、コンビニエンスストアが支払債務に係る支払いを受領し、支払履歴が当社に反映されたときに、当社への支払いがなされたものとします。

2 当社が支払日に支払債務の口座振替等が出来ない場合には、会員は、当社所定の方法により当該支払債務を支払うものとします。又当社は、金融機関との約定により、支払日以降任意の日に、支払債務の全額又は一部につき口座振替等できるものとします。

よることが認められない場合はこの限りではありません。

- 2 会員が前項のカードご利用代金明細書を受け取った後（電子メールの送信その他の電磁的な方法により前項の請求書の記載事項を当社が提供した場合には会員がこれを受信した後）、1週間以内に異議の申立てをしなかったときは、残高その他当該カードご利用代金明細書記載の内容を承認したものとみなします。

第11条（お支払い）

1 カードショッピングの支払金、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下これらを総称して「支払債務」といいます。）は、毎月6日（休日の場合は翌営業日）に会員が予め当社に届出た当社指定の金融機関の預金口座（以下「振替口座」といいます。）から口座振替の方法により支払うものとします。但し、振替口座の届出遅延、金融機関に対する振替口座設定手続不備、会員の金融機関との口座振替契約の解約その他振替口座の設定がされていない場合その他当社が特に指定した場合には、当社指定の金融機関口座への振込等その他の方法によるものとします。なお、当社の指定の方法のうち、会員がコンビニエンスストアの収納代行をご利用して支払いをした場合は、コンビニエンスストアが支払債務に係る支払いを受領し、支払履歴が当社に反映されたときに、当社への支払いがなされたものとします。

2 当社が支払日に支払債務の口座振替等が出来ない場合には、会員は、当社所定の方法により当該支払債務を支払うものとします。また、当社は、金融機関との約定により、支払日以降任意の日に、

3 当社は、当社が会員に対して負担する債務がある場合には、当該債務の弁済期に係らず、会員の当社に対する支払債務に充当することがあり、会員はこの取扱いについて異議のないものとします。

第14条（手数料率、利率の変更）

1 当社は、別に定める分割払い、リボルビング払いの手数料率、（以下総称して「基準料率」といいます。）について、金融情勢等の変化により、変更することが出来るものとします。尚、変更後の基準料率については、予め会員に通知するものとします。

2 略

3 当社は、当社が行うキャンペーン等により、会員に対して基準料率より低い料率（以下「優遇料率」といいます。）を適用することがあります。この場合、当社からその内容及び優遇料率適用期間（以下「適用期間」といいます。）を当社所定の方法により当該会員に通知します。尚、適用期間終了後は、適用期間中のご利用分に係る残高も含め、残高全額について基準料率が適用されること、適用期間終了後のご利用分については基準料率が適用されることに異議がないものとします。

4～5 略

第17条（カードの盗難・紛失・偽造等）

1 会員がカードを紛失し、又は盗難にあったときは、速やかに当社窓口へ連絡のうえ、最寄りの警察署又は交番にその旨を届けるとともに、当社所定の届出書を当社宛に提出するものとします。

支払債務の全額又は一部につき口座振替等できるものとします。

3 削除

第14条（手数料率、利率の変更）

1 当社は、**当社が**別に定める分割払いもしくはリボルビング払いの手数料率、（以下総称して「基準料率」といいます。）について、金融情勢等の変化により、変更することが出来るものとします。**なお**、変更後の基準料率に付いては、予め会員に通知するものとします。

2 同左

3 当社は、当社が行うキャンペーン等により、会員に対して基準料率より低い料率（以下「優遇料率」といいます。）を適用することがあります。この場合、当社からその内容及び優遇料率適用期間（以下「適用期間」といいます。）を当社所定の方法により当該会員に通知します。**なお**、適用期間終了後は、適用期間中のご利用分に係る残高も含め、残高全額に付いて基準料率が適用されること、適用期間終了後のご利用分に付いては基準料率が適用されることに異議がないものとします。

4～5 同左

第17条（カードの盗難・紛失・**不正利用等**）

1 **会員がカードを紛失し、又は盗難にあったとき（カード情報の盗用、不正利用等を含みます。）は、そのカード等使用に起因して生じる一切の支払債務については本規約を適用し、すべて会員が責を**

2 カードの紛失、盗難や第2条に違反して、他人にカードを使用させ、又使用された場合には、その使用代金は、署名の有無に係らず会員の負担とします。 3 1項の紛失、盗難届けが出された場合には、会員は2項に係らず、他人によるカードの使用により発生した損害について、次の各号の何れかにも該当しない限り免責されるものとします。 (1)～(5) 略 (6) 1項の届出を当社が受理した日の61日以前に生じた損害の場合。 (7)～(9) 略 4 カードの紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。会員は当社所定の再発行手数料(法令で定められる範囲内の実費相当額)を負担するものとします。 5 略 6 偽造カードの使用に係るカードご利用代金については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況の調査等に協力するものとします。但し、偽造カードの作出又は使用について会員に故意又は過失があるときは、その偽造カードのご利用代金について会員が支払いの責を負うものとします。 7 会員は当社が必要と認めた場合、カードの犯罪の防止解決のために、紛失、盗難にあったカード並びにこれらに関連する情報を、警察庁その他関係官署に提供することに承諾するものとします。	負うものとします。 但し、会員が紛失、盗難、不正利用等の事実を速やかに当社窓口 に連絡のうえ、最寄りの警察署又は交番にその旨を届けるとともに、当社所定の届出書を当社宛に提出し当社が認めた場合、当社がその連絡を受理した日の60日前以降発生したカード等の使用による支払債務については、当社は会員に対し、その支払を免除します。 2 前項但し書の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、支払免除の対象となりません。 (1)～(5) 同左 (6) 1項の届出を行った日の60日前までに生じた損害の場合。 (7)～(9) 同左 3 カードの紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。但し、会員は当社所定の再発行手数料(法令で定められる範囲内の実費相当額)を負担するものとします。 4 同左 5 5 偽造カードの使用に係るカードご利用代金については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況の調査等に協力するものとします。但し、偽造カードの作出又は使用について、会員に第2項各号又はそれらに準じる故意又は過失があるときは、その偽造カードのご利用代金について会員が支払いの責を負うものとします。 6 会員は、当社が必要と認めた場合、カードの犯罪の防止解決のために、当社が紛失、盗難にあったカード並びにこれらに関連する
---	--

第18条（会員の再審査）

当社は、会員の適格性、カードご利用可能枠について入会后、定期・不定期の再審査を行います。この場合、会員は、再審査の資料として供するために、法令等で定められた年収証明書等当社の求める資料の提出又は在留カード、日本国発行の運転免許証等（以下「在留カード等」といいます。）の記号番号の提供に応じるものとします。

第19条（脱会・会員資格の取消およびカードの使用停止と返却）

1 会員は、自己の都合により脱会するときは、当社宛所定の脱会届を提出する等の方法により脱会することができます。この場合、当社の脱会手続きの完了をもって脱会したものとします。

2 1項の場合、カードの磁気ストライプ部分及びICチップ部分を切断の上、直ちに当該カードを当社へ返却するものとします。

3～4 略

5 会員は、本条4項の各号の何れかに該当した場合で、当社、又は加盟店からカードの返却を求めたときは、会員は直ちに応じるものとします。又当社が当該カードの回収に要した一切の費用は、会員に負担していただきます。

6～7 略

情報を、警察庁その他関係官署に提供することに承諾するものとします。

第18条（会員の再審査）

当社は、会員の適格性及びカードご利用可能枠について入会后、定期・不定期の再審査を行います。この場合、会員は、再審査の資料として供するために、法令等で定められた年収証明書等当社の求める資料の提出又は運転免許証、パスポート等（以下「運転免許証等」といいます。）の記号番号の提供に応じるものとします。

第19条（脱会・会員資格の取消およびカードの使用停止と返却）

1 会員は、自己の都合により脱会するときは、当社宛所定の脱会届を提出する等**当社所定**の方法により脱会することができます。この場合、当社の脱会手続きの完了をもって脱会したものとします。

2 **前**項の場合、直ちに当該カードを当社へ返却していただくか、カードの磁気ストライプ部分及びICチップ部分を切断の上破棄していただきます。**また、本**会員が脱会した場合には、家族会員も当然に脱会となり、家族カードも直ちに当社へ返却するか会員の責任において破棄するものとします。

3～4 同左

5 会員は、**前**項各号の何れかに該当した場合で、当社又は加盟店からカードの返却を求めたときは、会員は直ちに応じるものとします。又当社が当該カードの回収に要した一切の費用は、会員に負担していただきます。

6～7 同左

第20条（期限の利益喪失）

1 会員は、次のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を受けることなく当社に対する一切の未払債務について当然に期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。

（1）商品や指定権利の購入又は役務の受領取引において、会員が支払日に分割払いの分割支払金、ボーナス払いの支払分又はリボルビング払いの弁済金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合。

（2）～（4）略

（5）本項4号のほか割賦販売法第35条の3の60第1項（適用除外）に定める場合に該当するカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。

（6）～（10）略

（11）当社が会員について債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知を受けとった場合。

（12）～（13）略

2 （1）～（5）同略

（6）会員が当社に通知しないで住所を変更し、当社にとって所在が不明となったとき。

（7）当社からの書面による通知が申込書上の住所（住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所）宛に発送されたにもかかわらず、転居先不明、宛所に該当無し、受取拒否の理由で通知が到達しなかった

第20条（期限の利益喪失）

1 会員は、次のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を受けることなく当社に対する一切の未払債務について当然に期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。

（1）商品や指定権利の購入又は役務の受領取引において、会員が支払日に分割払いの分割支払金、ボーナス払いの支払分又はリボルビング払いの弁済金の支払を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面又は電磁的方法で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合。

（2）～（4）同左

（5）前号のほか割賦販売法第35条の3の60第1項（適用除外）に定める場合に該当するカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。

（6）～（10）同左

（11）自ら又は代理人を通じて当社に対して債務整理を申し出た場合。

（12）～（13）同左

2 （1）～（5）同左

~~（6）会員が当社に通知しないで住所を変更し、当社にとって所在が不明となったとき。~~

~~（7）当社からの書面による通知が申込書上の住所（住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所）宛に発送されたにもかかわらず、転居先不明、宛所に該当無し、受取拒否の理由で通知が到達し~~

ときで当該通知発送の日より25日間経過したとき。(但し、通知が到達しなかったことにつき正当な理由があり、通知の名宛人がこれを証明したときを除きます。)

(8) 会員の入会申込に際して虚偽の申告があったとき。

(9) 会員の経営する法人につき、破産手続開始、特別精算開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立て又は解散その他営業の廃止があったとき。

第21条 (届出事項の変更)

1~4 略

5 1項4項のほか、当社は適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報より届出事項に変更があると合理的に判断した場合、当該変更内容に係る届出があったものとして取扱うことがあります。尚、会員は当該取扱いについて異議なく承認するものとします。

第23条 (住民票等の取得の承諾)

会員は、本申込に係る審査のため、若しくは途上与信管理に係る審査のため、若しくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、会員の住民票・源泉徴収票・年収証明書等を当社が取得し、利用することを予め承諾するものとします。

第24条 (反社会的勢力の排除)

1~2 略

~~なかったときで当該通知発送の日より25日間経過したとき(但し、通知が到達しなかったことにつき正当な理由があり、通知の名宛人がこれを証明したときを除きます。)~~ [高阿1]

(6) 会員の入会申込に際して虚偽の申告があったとき。

~~(9) 会員の経営する法人につき、破産手続開始、特別精算開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立て又は解散その他営業の廃止があったとき。~~ [高阿2]

第21条 (届出事項の変更)

1~4 同左

5 ~~前~~ 4項のほか、当社は適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報より届出事項に変更があると合理的に判断した場合、当該変更内容に係る届出があったものとして取扱うことがあります。尚、会員は当該取扱いについて異議なく承認するものとします。

第23条 (住民票等の取得の承諾)

会員は、~~カードの申込~~ (以下「本申込」といいます。)に係る審査のため、若しくは途上与信管理に係る審査のため、若しくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、会員の住民票・源泉徴収表・収入証明書等を当社が取得し、利用することを予め承諾するものとします。

第24条 (反社会的勢力の排除)

1~2 同左

第25条（年収証明書の提出） 会員は、当社から源泉徴収票などの収入、又は収益その他資力を明らかにする書面（以下「年収証明書」といいます。）の提供を求められることに関して、予め以下の事項について承諾するものとします。 1 会員は、年収証明書の提出を求められたときは、これに協力すること。 2 提出された年収証明書の内容を当社が確認すること及び返済能力の調査に使用すること。 3 提出された年収証明書は会員に返却できないこと。 4 年収証明書の提出にご協力いただけないとき、あるいは年収証明書の提出にご協力いただいても当該書面の内容及び返済能力の調査結果によってはカードご利用停止又はご利用可能枠の変更を行う場合があること。 第31条（規約の変更） 1 当社が改正後民法548条の4に基づき本規約の内容を変更した場合には、当社から30日以内に会員に変更内容を通知（電磁的方	3 会員が前2項に違反した場合又は違反していたことが判明した場合には、当社は、会員の申込みを拒絶し、カードの利用を停止することができます。また、この場合には、会員は、当社に対して負担する債務（本規約以外の契約に基づくものを含みます。）について、当然に期限の利益を喪失し、残債務額を一括して支払うものとします。 ※新設 第25条（年収証明書の提出） 会員は、当社から源泉徴収票などの収入、又は収益その他資力を明らかにする書面（以下「年収証明書」といいます。）の提供を求められることに関して、予め以下の事項について承諾するものとします。 （1）会員は、年収証明書の提出を求められたときは、これに協力すること。 （2）提出された年収証明書の内容を当社が確認すること及び返済能力の調査に使用すること。 （3）提出された年収証明書は会員に返却できないこと。 （4）年収証明書の提出にご協力いただけないとき、あるいは年収証明書の提出にご協力いただいても当該書面の内容及び返済能力の調査結果によってはカードご利用停止又はご利用可能枠の変更を行う場合があること。 第31条（規約の変更） 1 当社は、改正後民法548条の4に基づき本規約の内容を変更することがあります。この場合には、当社は、変更の時期及び内容
--	---

法による通知も含みます。)又は告知します。その後に会員がカードをご利用したときは、会員が変更事項、又は新会員規約を承認したものとします。又、カードをご利用しない場合でも一定期間内に会員が変更について異議を申し立てない場合は、当社は会員がその変更事項を承認したものとみなします。

2 会員が本規約を承認しない場合には、本会員又は当社から解約することが出来るものとし、カードご利用開始前にカードの磁気ストライプ部分及び IC チップ部分を切断し、カードを当社へ返却したうえで、当社所定の手続きにより脱会するものとします。

カードショッピング条項

第35条 (カードショッピングのご利用方法)

1 略

2 加盟店に設置されている端末機で、当社所定の手続きを行うことにより、売上票への署名に代える場合があります。又、電子商取引、通信販売、電話予約販売等当社が特に認めた場合には、会員は当社が指定する方法により、会員のカードの提示、売上票への署名等を省略出来るものとします。この場合、暗証番号又はカード裏面に記載されたコード等の照会を行うことがあります。又、当社が認めた場合には、カード提示を省略し、これに代わる方法をとる場合があります。

3 会員は、カードショッピングのご利用代金を当社が会員に代わっ

等を、当社ホームページにて公表し又は会員に個別に通知する方法等により事前に告知するものとします。

2 前項による本規約の変更の効力発生後に会員がカードをご利用したときは、会員が変更事項又は新会員規約を承認したものとします。又、カードをご利用しない場合でも告知期間内に会員が変更について異議を申し立てない場合は、当社は会員がその変更事項を承認したものとみなします。

3 会員が本規約を承認しない場合には、本会員又は当社から解約することが出来るものとし、カードご利用開始前にカードを切断したうえで、当社所定の手続きにより脱会するものとします。

カードショッピング条項

第35条 (カードショッピングのご利用方法)

1 同左

2 前項にかかわらず、加盟店に設置されている端末機で、当社所定の手続きを行うことにより、売上票への署名に代える場合があります。また、電子商取引、通信販売、電話予約販売等当社が特に認めた場合には、会員は当社が指定する方法により、会員のカードの提示、売上票への署名等を省略出来るものとします。この場合、暗証番号又はカード裏面に記載されたセキュリティコード等の照会を行うことがあります。その他当社が認めた場合には、カード提示を省略し、これに代わる方法をとる場合があります。

て加盟店に立替払いすることを当社に委託するものとし、カードショッピング支払金（カードショッピングのご利用代金に手数料を加算した額）を当社に支払うものとします。

4 略

5 当社、又は提携クレジットカード会社・加盟店が特に定めるご利用金額・金券類等の一部の商品・権利・サービスについては、カードショッピングのご利用が制限され、又はご利用ができません場合があります。又当社は、インターネット等による海外ギャンブル取引におけるカードご利用や換金を目的としたショッピング取引におけるカードご利用等、会員のカードご利用が適当でないと判断した場合には、カードのご利用をお断りすることがあります。又カードのご利用に際して、ご利用金額、商品・権利・サービスの種類によっては、当社の承認が必要となる場合があります。この場合、加盟店が当社に対して照会するものとし、会員はこれを予め承諾するものとします。

6～8 略

第36条（所有権留保に伴う特約）

（1）～（2） 略

（3）会員は、前第20条により期限の利益を喪失した場合、当社は留保した所有権に基づき商品等を引き取ることができ、その商品等については、会社が決定した相当な価格で本規約に基づく未払債務の支払いに充当することを予め承諾するものとします。尚、不足が生じた

3 会員は、カードショッピングのご利用代金を当社が会員に代わって加盟店に立替払いすることを当社に委託するものとし、カードショッピング支払金（カードショッピングのご利用代金に手数料を加算した額。以下同様。）を当社に支払うものとします。

4 同左

5 当社又は提携クレジットカード会社・加盟店が特に定めるご利用金額・金券類等の一部の商品・権利・サービスについては、カードショッピングのご利用が制限され、又はご利用ができません場合があります。また、当社は、インターネット等による海外ギャンブル取引におけるカードご利用や換金を目的としたショッピング取引におけるカードご利用等、会員のカードご利用が適当でないと判断した場合には、カードのご利用をお断りすることがあります。カードのご利用に際して、ご利用金額、商品・権利・サービスの種類によっては、当社の承認が必要となる場合があります。この場合、加盟店が当社に対して照会するものとし、会員はこれを予め承諾するものとします。

6～8 同左

第36条（所有権留保に伴う特約）

（1）～（2） 同左

（3）会員は、第21条により期限の利益を喪失した場合、当社は留保した所有権に基づき商品等を引き取ることができ、その商品等については、会社が決定した相当な価格で本規約に基づく未払債務の支払いに充当することを予め承諾するものとします。なお、不足

ときは、会員と当社の間で直ちに精算するものとします。

第37条（カードショッピングの支払金の支払方法）

1（1）略

（2）①～②略

③分割払いの場合、カードショッピングの支払金合計は、ご利用代金に別表<カードショッピングお支払方法のご案内>に記載する分割払手数料を加算した金額となります。又分割支払金はカードショッピングの支払金合計を支払回数で割った金額となります。但し、分割支払金の単位は100円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。（但し、加盟店により分割払手数料が異なる場合があります。）

④略

⑤リボルビング払いの場合、当社所定の方式（残高スライド定額方式（With・in）リボルビング払い。）の中より会員が予め選択した支払コース（別表、カードショッピングお支払方式のご案内、リボルビング支払いコース）となります。

尚、当該弁済金にはご利用残高に対する実質年率18.00%の手数料を含むものとします。

⑥略

（3）略

2～3項 略

4 分割払手数料及びリボルビング払い手数料は金融情勢等の変動

が生じたときは、会員と当社の間で直ちに精算するものとします。

第37条（カードショッピングの支払金の支払方法）

1（1）同左

（2）①～②同左

③分割払いの場合、**指定された分割回数によりご利用代金を支払うものとします。**カードショッピングの**支払回数、実質年率、手数料及び支払金合計は、ご利用別表<カードショッピングお支払方法のご案内>のとおり**となります。**また、**分割支払金はカードショッピングの支払金合計を支払回数で割った金額となります。但し、分割支払金の単位は100円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。（但し、加盟店により分割払手数料が異なる場合があります。）

④同左

⑤リボルビング払いの場合、**締切日時点でのリボルビング払いに係る債務残高を、**当社所定の方式（残高スライド定額方式（With・in）リボルビング払い）の中より会員が予め選択した支払コース（別表、カードショッピングお支払方式のご案内、リボルビング支払いコース）**より支払うものとします。**なお、当該弁済金にはご利用残高に対する実質年利18.00%の手数料を含むものとします。

⑥同左

（3）同左

2～3項 同左

4 削除

により改定させていただくことがあります。尚、本条1項の規定に係らず、当社から利率変更の通知をしたときは、通知したときにおけるリボルビングご利用残高の全額に対しても改定後の利率が適用されることを会員は予め承諾するものとします。

第38条（遅延損害金）

1 会員がカードショッピングの支払金を遅滞した場合は、支払日の翌日から支払済の日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率(年365日とする日割計算。但し、閏年は年366日とします。)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(1) 分割払い又はボーナス払いであり、かつ商品や指定権利の購入又は役務の受領にかかわる取引については、当該支払分に対し、年14.6%を乗じた額とカードショッピングの支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額のいずれか低い額。但し、第9条3項又は第37条1項第2号⑥により当社が翌月に一括して請求した取引については、当該支払分に対し、年14.6%を乗じた額。

(2) 前号の規定に係らず、割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引又は前号に掲げる取引に該当しないカードショッピング取引については、当該支払分に対し、年14.6%を乗じた額。

2 略

第39条（カードショッピングの支払金の繰上返済等）

1～2 略

第38条（遅延損害金）

1 会員がカードショッピングの支払金を遅滞した場合は、支払日の翌日から支払済の日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率(年365日とする日割計算。但し、閏年は年366日とします。)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(1) **2回払い**、分割払い又はボーナス払いであり、かつ商品や指定権利の購入又は役務の受領にかかわる取引については、当該支払分に対し、年14.6%を乗じた額とカードショッピングの支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額のいずれか低い額。但し、第9条3項又は第37条1項第2号⑥により当社が翌月に一括して請求した取引については、当該支払分に対し、年14.6%を乗じた額。

(2) 前号の規定に係らず、割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引又は前号に掲げる取引に該当しないカードショッピング取引については、当該支払分に対し、年14.6%を乗じた額。

2 同左

第39条（カードショッピングの支払金の繰上返済等）

1～2 同左

3 当社に対する支払いが次の各号の何れかに該当する場合には、会員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序及び方法により、当社に対する何れの債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当し、又は余剰金がある場合は口座振込、若しくは郵便為替による返金等を行うことができるものとします。

（１）～（２）略

4 略

第40条（見本・カタログ等と提供内容の相違による売買契約の解除等）

会員が加盟店に対して見本・カタログ等により申込みをした場合において引渡された商品又は提供された役務（サービスを含みます。以下同じ。）が見本・カタログ等と相違していることが明らかな場合は、会員は加盟店に商品の交換もしくは役務の再提供を申出るか、又は当該売買契約の解除もしくは役務提供契約の解除を行うことができるものとします。尚、売買契約を解除したときは会員は速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。

第41条（支払い停止の抗弁）

1 会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・権利・サービスについて、カードショッピングの支払金の支払いを停止することが出来ます。但し、割賦販売法に定める指定権利以外の権利については、支払いを停止することは出来

3 当社に対する支払いが次の各号の何れかに該当する場合には、会員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の期日におけるお支払いとみなし、当社所定の順序及び方法により、当社に対する何れの債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当し、又は余剰金がある場合は口座振込、若しくは郵便為替による返金等を行うことができるものとします。

（１）～（２）同左

4 同左

第40条（見本・カタログ等と提供内容の相違による売買契約の解除等）

会員が加盟店に対して見本・カタログ等により申込みをした場合において引渡された商品又は提供された役務（サービスを含みます。以下同じ。）が見本・カタログ等と相違していることが明らかな場合は、会員は加盟店に商品の交換もしくは役務の再提供を申出るか、又は当該売買契約の解除もしくは役務提供契約の解除を行うことができるものとします。なお、売買契約を解除したときは会員は速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。

第41条（支払い停止の抗弁）

1 会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・権利・サービスについて、カードショッピングの支払金の支払いの停止することが出来ます。但し、割賦販売法に定める指定権利以外の権利については、支払いを停止

せん。 (1) 商品の引き渡し、権利の移転、又はサービスの提供がなされない場合。 (2) 商品・権利・サービスの瑕疵（欠陥）がある場合。 (3) その他商品・権利の販売又はサービスの提供について、加盟店に対して生じている抗弁事由がある場合。 2 当社は、会員が本条1項の支払いの停止を行う旨を当社に申出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。 3 会員は、本条2項の申出をするときは、予め上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。 4 会員は、本条2項の申出をしたときは、速やかに本条1項の事由を記載した書面（資料がある場合には添付していただきます。）を当社に提出するよう努めるものとします。又当社が本条1項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。 5 本条1項の規定に係らず、次の何れかの事由に該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。 この場合会員と加盟店との間の紛議は両者において解決するものとします。 (1) カードのご利用が割賦販売法の適用を受けないとき。 (2) ～ (7) 略 6 略	することは出来ません。 (1) 商品の引き渡し、権利の移転、又はサービスの提供がなされない場合。 (2) 商品・権利・サービスの契約不適合（欠陥）がある場合。 (3) その他商品・権利の販売又はサービスの提供について、加盟店に対して生じている抗弁事由がある場合。 2 当社は、会員が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。 3 会員は、前項の申出をするときは、予め上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるとともに、会員と加盟店との紛議は両者において解決するものとします。 4 会員は、第2項の申出をしたときは、速やかに第1項の事由を記載した書面（資料がある場合には添付していただきます。）を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が本条1項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。 5 第1項の規定に係らず、次の何れかの事由に該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。 (1) カードの利用が1回払いであるとき。 (2) ～ (7) 同左 6 同左
--	--

**ショッピングご利用支払方法変更サービス・
ショッピングリボルビング払い支払方法事前登録サービス特約**

この特約は「ショッピングご利用支払方法変更サービス（通称あとからリボ）」（以下「あとリボ」といいます。）、又「ショッピングリボルビング払い事前登録サービス（通称「みんなリボ（Automatic revolving）」）」（以下、「みんなリボ」といいます。又両サービスを総称して「本サービス」といいます。）を登録した会員にのみ適用されます。

第42条（サービス内容）

1 あとリボサービスは、会員がカードご利用時に支払方法を1回払い、2回払い、分割払い、ボーナス一括払いと指定したカードショッピングご利用代金について、カードご利用後に、当該カードショッピングご利用代金の支払方法を、リボルビング払いに変更したい旨を別途当社が定める日までに当社に申出をし、初回支払日を変更することなく、リボルビング払いに支払方法が変更可能なサービスをいいます。

2 略

第43条（手数料の支払い・支払方法の変更等）

1 本サービスは、当社が認めた場合に限りご利用できるものとし、第42条第1項の申出を受けた、1回払い、2回払い、分割払い、ボ

**ショッピングご利用支払方法変更サービス・
ショッピングリボルビング払い支払方法事前登録サービス特約**

この特約は「ショッピングご利用支払方法変更サービス（通称あとからリボ・あとから分割サービス）」（以下「あとリボ・あと分割」といいます。）、又「ショッピングリボルビング払い事前登録サービス（通称「みんなリボ（Automatic revolving）」）」（以下、「みんなリボ」といいます。また、両サービスを総称して「本サービス」といいます。）を登録した会員にのみ適用されます。

第42条（サービス内容）

1 あとリボ・あと分割サービスは、会員がカードご利用時に支払方法を1回払い、2回払い又はボーナス一括払いと指定したカードショッピングご利用代金について、カードご利用後に、当該カードショッピングご利用代金の支払方法を、リボルビング払い、又は3回払以上の分割払いに変更したい旨を別途当社が定める日までに当社所定の方法により当社に申出をし、初回支払日（ボーナス一括払いを除き当社の初回支払日）を変更することなく、リボルビング払い、又は分割払いに支払方法が変更可能なサービスをいいます。

2 同左

第43条（手数料の支払い・支払方法の変更等）

1 本サービスは、当社が認めた場合に限りご利用できるものとし、当社は、第43条第1項の申出を受けた1回払い、2回払い、

ーナス一括払いご利用代金、及び第42条第2項申出以降のカードショッピング1回払いについて支払方法の登録をします。 2 本条1項の登録がされた場合、会員はカード会員規約のカードショッピング条項に定めるリボルビング払い規定に従い、当該カードショッピングご利用代金に加えて、リボルビング払手数料を当社にお支払いただきます。 3 本条1項の登録がされた場合、以降の登録の取消・変更は出来ません。 4 略 第44条（その他） 第43条に定める支払方法変更の登録がされた場合は、登録書面の交付に代えて、会員へのカードご利用代金明細の交付をもって同変更の書面交付とする場合があります。 第48条（外国人 PEP s 等届出） 会員が、外国政府高官、外国政府高官の家族又は外国政府高官が実質的に支配する法人（あわせて「外国人 PEP s 等」といいます。）に該当する場合は、当社所定の方法により当社へ届出るものとします。外国人 PEP s 等に該当する場合、法令に対応するため、一部ご利用に制限がかかることがあります。	ボーナス一括払いのカードショッピングご利用代金及び第43条第2項申出以降のカードショッピング1回払いについて、支払方法の変更を登録します。 2 前項の登録がされた場合、会員はカード会員規約のカードショッピング条項に定めるリボルビング払い、又は分割払に従い、当該カードショッピングご利用代金に加えて、リボルビング払手数料、又は分割払手数料を当社にお支払いただきます。 3 第1項の登録がされた場合、以降の登録の取消・変更は出来ません。 4 同左。 第44条（その他） 前条に定める支払方法変更の登録がされた場合は、登録書面の交付に代えて、会員へのカードご利用代金明細の交付をもって同変更の書面交付とする場合があります。 新設 その他条項 第48条（外国人 PEP s 等届出） 同左
---	--

個人情報の取扱（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項

第1条（与信目的による個人情報の収集・保有・利用の同意）

1 カード入会申込者及び会員は（以下総称して「会員」といいます。）Nexus Card 株式会社（以下「当社」といいます。）が、本規約に基づくカード取引契約（以下「本契約」といいます。又契約の申込みを含みます。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断、与信後の管理のため、以下の情報（以下総称して「個人情報」といいます。）につき保護措置を講じたうえで、収集・保有・利用することに同意するものとします。

（1）当社所定の申込書に会員が記載した、氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、勤務先（お勤め先内容）、家族構成、住居状況、運転免許証等に関する事項（本契約締結後に当社が、申込者及び会員から通知を受ける等により知り得た変更情報を含みます。）

（2）本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、包括信用購入あっせんの手数料、毎月の分割支払金又は弁済金（支払額）、支払方法、振替口座等の本契約の内容に関する情報。

（3）略

（4）略

（5）本契約の申込者が会員に相違ないことを確認するため、申込者から原本の提示又は写しの交付を受けた在留カード、運転免許証等の本人確認資料等に記載された本人識別情報(以下「本人確認情報」

個人情報の取扱（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項

第1条（与信目的による個人情報の収集・保有・利用の同意）

1 カード入会申込者及び会員（以下総称して「会員」といいます。）は、Nexus Card 株式会社（以下「当社」といいます。）が、本規約に基づくカード取引契約（以下「本契約」といいます。又契約の申込みを含みます。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断、与信後の管理及び付帯サービスの提供のため、以下の情報（以下総称して「個人情報」といいます。）につき保護措置を講じたうえで、収集・保有・利用することに同意するものとします。

（1）当社所定の申込書に会員が記載した、氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、勤務先（お勤め先内容）、家族構成、住居状況、運転免許証その他会員から提出、通知、届出されたことにより当社が取得した情報。（本契約締結後に当社が、申込者及び会員から通知を受ける等により知り得た変更情報を含みます。）

（2）本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、利用店名、商品名、契約額、支払回数、包括信用購入あっせんの手数料、毎月の分割支払金又は弁済金（支払額）、支払方法（支払回数）、振替口座等の本契約の内容に関する情報。

（3）同左

（4）同左

（5）本契約の申込者が会員に相違ないことを確認するため、申込者から原本の提示又は写しの交付を受けた運転免許証、パスポート

といます。)又は審査資料に記載の情報、もしくは本人特定又は所在確認のために当社が窓口に請求し自ら交付を受けた戸籍謄本、住民票等に記載の情報。 (6) 略 (7) 略 (8) 略 2 会員は、当社と本契約に定める加盟店(以下「加盟店」といいます。)が本契約に基づく立替精算、キャンセル精算、法令に基づく中途解約に伴う精算、加盟店との加盟店手数料等の精算のため、本条 1. (1)～(3)の個人情報を利用することに同意するものとします。 3 当社の企業ブランドと共に当社の提携先企業の企業ブランドをあわせ表示したクレジットカード(以下「提携カード」といいます。)を申込みの場合は、当社及び提携カードの提携先企業(その親会社、関連会社、提携会社を含み、以下「提携先企業」といいます。)が会員	等の本人確認資料等に記載された本人識別情報(以下「本人確認情報」といいます。)又は審査資料に記載の情報、もしくは本人特定又は所在確認のために当社が適法かつ適正に取得した戸籍謄本、住民票等に記載の情報。 (6) 同左 (7) 同左 (8) 同左 (9) インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引、または当社の会員サイトへのログインで、会員が当該オンライン取引やログインの際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報(OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等) ※新設 (新設) 2 個人情報の委託について、当社は本規約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、個人情報を当該業務委託先に委託するものとします。 (新設) 3 会員等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合、及びそれに準ずる公共の利益の為、必要が有る場合は公的機関などに個人情報を提供する事に同意するものとします。 4 会員は、当社と本契約に定める加盟店(以下「加盟店」といいます)
---	--

に対し付与するポイントサービス、その他の提携カードに付帯するサービスを当社及び提携先企業が共同して提供するために必要な範囲内で本条1.(1)～(2)の個人情報を共同して利用することに同意するものとします。

4 当社が保有する個人情報には、本申込み時に申込者から受領した情報(当社が当該申込みを否決した場合)及び本契約が終了し、又は会員が完済した後の情報を含むものとし、当社が一定期間利用することに同意します。

第2条 (個人情報の利用)

会員は、当社が下記の目的のために本条第1条1.(1)～(2)の個人情報を利用することに同意します。

- (1) 当社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するサービス。
- (2) 当社の事業における市場調査、商品開発。
- (3) 当社の事業における宣伝物・印刷物の送付、送信等の営業案内。

※当社の事業とは、クレジット事業(クレジットカード事業を含む)、融資事業、保証事業、集金代行業、生命保険の募集、損害保険の代理業、加盟店・提携先企業・その他事業者の営業案内等を当社の営業案内等に封入し送付する事業等です。当社の具体的事業に

す。)が、本契約に基づく立替精算、キャンセル精算、法令に基づく中途解約に伴う精算、加盟店との加盟店手数料等の精算等加盟店に情報を提供し、本条1.(1)～(3)の個人情報を利用することに同意するものとします。[高阿3]

5 個人情報の共同利用についてはインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。

6 当社が保有する個人情報には、本申込時に申込者から受領した情報(当社が当該申込みを否決した場合)及び本契約が終了し、又は会員が完済した後の情報を含むものとし、会員は、当社が所定の期間利用することに同意します。

第2条 (個人情報の利用)

会員は、当社が下記の目的[高阿4]のために本条第1条1.(1)～(2)の個人情報を利用することに同意します。

- (1) 当社及び当社グループの事業における新商品情報のお知らせ、関連するサービスの提供。
- (2) 当社及び当社グループの事業における市場調査、商品開発。
- (3) 当社及び当社グループの事業における宣伝物・印刷物の送付、送信等の営業案内。

※当社の事業とは、クレジット事業(クレジットカード事業を含む)、融資事業、保証事業、集金代行業、生命保険の募集、損害保険の代理業、加盟店・提携先企業・その他事業者の営業案内等を当社の営業案内等に封入し送付する事業等です。当社の具体的事業に

については当社ホームページ(<https://www.nexuscard.co.jp/>)でお知らせしております。

第3条（指定信用情報機関への登録・利用）

1 会員は当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・ご返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員の個人情報登録されている場合には、会員の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。

2 会員及び当該会員の配偶者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

3 当社が加盟する指定信用情報機関及び個人信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は下記の通りです。又、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

4 略

5 本条3項に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記の通りです。株式会社シー・アイ・シー本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、在留カード等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数

については当社ホームページ(<https://www.nexuscard.co.jp/>)でお知らせしております。

第3条（指定信用情報機関への登録・利用）

1 会員は、当社が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力・ご返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員の個人情報登録されている場合には、会員の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。

2 会員は、会員に係る本契約に基づく下表に定める情報（その履歴を含みます。）が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

3 当社が加盟する指定信用情報機関及び個人信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

4 同左

5 第3項に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記の通りです。株式会社シー・アイ・シー本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関

量/回数/期間、支払回数等)及びご返済状況に関する情報(利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等)。 第4条(個人情報の第三者への提供について) 会員は、当社が保護措置を講じた上で以下の範囲で個人情報を以下の第三者に提供すること及び当該第三者が提供の趣旨に従った以下の目的で当該個人情報を利用することに同意します。 1 提供する第三者の範囲 (1) 当社のホームページに掲載している関連会社及び業務提携先 (2) 当社が、会員の本人確認、所在確認等のため、住民票、戸籍の附票、登記事項証明書等を申請するに際し、市区町村長又は登記官 (3) 当社が業務委託する弁護士、司法書士、会計士 2 第三者に提供される情報の内容 会員の本契約に基づく申込情報及び個人情報(但し、当社が信用情報機関から取得した個人情報は除く)及び保険契約申込情報 3 使用する者の使用目的 第2条に記載の各目的(この場合において、上記目的中「当社」とあるのは、「提供する第三者」と読み替えます。) 第5条(金融商品等及びサービスのご案内について) 会員は、当社並びに当社のホームページ等に掲載している関連会社	する情報(契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数等)及びご返済状況に関する情報(利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等)。 第4条(個人情報の第三者への提供について) 会員は、当社が保護措置を講じた上で以下の範囲で個人情報を以下の第三者に提供すること及び当該第三者が提供の趣旨に従った以下の目的で当該個人情報を利用することに同意します。 (1) 提供する第三者の範囲 ①当社のホームページに掲載している関連会社及び業務提携先 ②当社が、会員の本人確認、所在確認等のため、住民票、戸籍の附票、登記事項証明書等を申請するに際し、市区町村長又は登記官 ③当社が業務委託する弁護士、司法書士、会計士 (2) 第三者に提供される情報の内容 会員の本契約に基づく申込情報及び個人情報(但し、当社が信用情報機関から取得した個人情報は除く)及び保険契約申込情報 (3) 使用する者の使用目的 第2条に記載の各目的(この場合において、上記目的中「当社」とあるのは、「提供する第三者」と読み替えます。) 第5条(金融商品等及びサービスのご案内について) 会員は、当社並びに当社のホームページ等に掲載している関連会社
---	---

及び業務提携先が、会員の個人情報について、以下の目的でも適正に使用することに同意します。但し、会員が当社からの以下金融商品等及びサービスのご案内を希望しない場合は、会員が当社にアクセスした機会に金融商品等及びサービスのご案内を行うときを除き、当社からのご案内を致しません。

目的:当社並びに当社のホームページ等に掲載している関連会社及び業務提携先が現在又は将来取り扱うローン、クレジットカード等の金融商品（以下総称して「金融商品等」といいます。）及びサービスの販売、勧誘、広告及び宣伝物の送付、送信（電子メールを含む）を会員に案内するため。当社は、金融商品等の紹介等をする為、会員に対して電話やダイレクトメール等（電子メールを含む）の手段でご連絡致します。尚、この目的による使用に限りましては、会員からの申し出により取りやめます。金融商品等のご案内を希望されないことを理由にお申込みをお断りすることはありません。又、当社の「業務提携先」は当社ホームページにて公表しております。

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）

1 会員は、当社及び本条第3条で記載する指定信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

（1）当社に開示を求める場合には、末尾記載の相談窓口に連絡してください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。又、開示請求手続きにつきましては、当社所定の方法（ホームページ <https://www.nexuscard.co.jp/>）

及び業務提携先が、会員の個人情報について、以下の目的でも適正に使用及び提供することに同意します。[高阿5]但し、会員が当社からの以下金融商品等及びサービスのご案内を希望しない場合は、会員が当社にアクセスした機会に金融商品等及びサービスのご案内を行うときを除き、当社からのご案内を致しません。

目的:当社並びに当社のホームページ等に掲載している関連会社及び業務提携先が現在又は将来取り扱うローン、クレジットカード等の金融商品（以下総称して「金融商品等」といいます。）及びサービスの販売、勧誘、広告及び宣伝物の送付、送信（電子メールを含む）を会員に案内するため。当社は、金融商品等の紹介等をする為、会員に対して電話やダイレクトメール等（電子メールを含む）の手段でご連絡致します。なお、この目的による使用に限りましては、会員からの申し出により取りやめます。金融商品等のご案内を希望されないことを理由にお申込みをお断りすることはありません。また、当社の「業務提携先」は当社ホームページにて公表しております。

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）

1 会員は、当社及び第3条で記載する指定信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

（1）当社に開示を求める場合には、末尾記載の相談窓口に連絡してください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きに

によってもお知らせしています。 第9条（本契約が不成立の場合・会員の取消後又は脱会後の個人情報の利用） 1 略 2 NexusGlobalCard 会員規約一般条項第19条に基づく取消又は脱会の後も本条第1条及び第5条に必要な範囲で、一定期間個人情報を保有し、利用するものとします。但し、本条第8条による利用中止の申出を適用します。 【Web 会員サービス利用規約】 第1条 定義 1. 「会員」とは、Nexus Card 株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するクレジットカードの貸与を受けた者をいいます。 2 略 3 略	つきましては、当社所定の方法（ホームページ：https://www.nexuscard.co.jp/）によってもお知らせしています。 第9条（本契約が不成立の場合・会員の取消後又は脱会後の個人情報の利用） 1 同左 2 NexusGlobalCard 会員規約一般条項第19条に基づく取消又は脱会の後も本条第1条及び第5条に必要な範囲で、当社所定の期間個人情報を保有し、利用するものとします。但し、本条第8条による利用中止の申出を適用します。 【Web 会員サービス利用規約】 第1条 定義 1. 「会員」とは、Nexus Card 株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するクレジットカードの発行・貸与を受けた者をいいます。 2 同左 3 同左
--	---

4 略 5. 「登録情報」とは、利用者が利用登録時に申請した属性情報、Eメールアドレス、その他の情報、及びID・パスワードの情報をいいます。 第2条 利用登録等 1. 利用登録を行うことができる者は、会員とします。 2 略 3 略 4. IDを発行した時点で、利用登録の完了とします。尚パスワードは、IDの発行を受けた者が任意に指定できるものとします。 5 略 6 略 第5条 本サービスの利用方法 1 略 2 略 3. 当社は、入力されたID、及びパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定し、本サービスを提供するものとします。 【Web 明細サービス利用規約】	4 同左 5. 「登録情報」とは、利用者が利用登録時に申請した属性情報、Eメールアドレス、その他の情報、並びにID（第2条第3項で定義）及びパスワードの情報をいいます。 第2条 利用登録等 1. 利用登録を行うことができる者は、会員本人のみとします。 2 同左 3 同左 4. IDを発行した時点で、利用登録の完了とします。なお、パスワードは、IDの発行を受けた者が、当社所定のルールに従って任意に指定できるものとします。 5 同左 6 同左 第5条 本サービスの利用方法 1 同左 2 同左 3. 当社は、入力されたID、及びパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人とみなして本サービスを提供するものとします。 【Web 明細サービス利用規約】
--	---

第1条（本サービスの内容） 1 略 2. 本サービスには、割賦販売法に規定される書面を含みます。 第4条（カード利用代金明細書の通知方法） 1. 当社は、請求金額確定時に会員が届出た電子メールアドレス宛てにお支払金額の確定を通知する旨のメールを配信します。会員は、当該メールを受領後直ちに、当該メールにおいて指定されたウェブサイト（パソコン等（パソコン、スマートフォン、タブレットをいいます。）からアクセスして、カード利用代金明細書を閲覧し、及び利用代金明細のデータをダウンロードすることとします。尚、会員は、当社が定める期間において、いつでもカード利用代金明細書をダウンロードすることができます。 2. 略	第1条（本サービスの内容） 1 同左 2. 本サービスによる通知は、割賦販売法に規定される書面又は情報提供を含みます。 第4条（カード利用代金明細書の通知方法） 1. 当社は、請求金額確定時に会員が届出た電子メールアドレス宛てにお支払金額の確定を通知する旨のメールを配信します。会員は、当該メールを受領後直ちに、当該メールにおいて指定されたウェブサイト（パソコン等（パソコン、スマートフォン、タブレットをいいます。）からアクセスして、カード利用代金明細書を閲覧し、及び利用代金明細のデータをダウンロードすることとします。なお、会員は、当社が定める期間において、いつでもカード利用代金明細書をダウンロードすることができます。 2. 同左